

「白鷹町庁舎等整備基本構想(案)」に対する パブリックコメントにご意見をいただきました

広報しらたか及び町ホームページで実施した「白鷹町庁舎等整備基本構想(案)」に対するパブリックコメントに貴重なご意見をいただきました。その内容とご意見に対する考え方をお知らせします。

【意見募集期間】

平成26年7月14日～8月15日

【意見の件数】 3件

※うち1件については、実施要綱第4条に基づく「意見を提出することができる者」以外の方からの意見であったため、参考意見として対応させていただきます。

◆木材利用について

▼意見 町土森林の保全、地域木材産業の振興の視点から庁舎に対する木材利用をお願いしたい。

▼考え方

基本方針の中に「木材を活用し、白鷹らしさを感じられ

る施設」という考え方をもち、分署棟の主体構造は「木造」、庁舎棟は「木造(一部鉄筋コンクリート造)」としていますので、木材利用についてどのような方法がいいのか、今後、様々なご意見をいただきながら検討を進めたいと考えています。

◆庁舎等敷地等の活用について

▼意見

役場庁舎等建設予定地の北側進入路等について、来庁時の安全面と利便性の確保から新庁舎建設の際に配慮をお願いしたい。

▼考え方

役場庁舎等建設予定地北側の整備については、来庁者の安全面、利便性の確保と周辺の土地利用も含めて検討したいと考えています。

■問い合わせ

総務課企画室まちづくり推進係
☎8710830

臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金

の申請はお済みですか？

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の申請期間は、平成26年10月1日までとなっています。給付金の支給対象となる可能性のある方には、6月下旬に案内を送付していますので、案内を確認いただき、支給要件を満たす場合は受付期間内にお手続きください。

◆臨時福祉給付金

受け取れる方 住民税が課税されていない方
(※ただし、住民税が課税されている方の扶養親族等や生活保護受給者は除きます。)
支給額 1人につき1万円
基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者の場合、1人につき1万5千円

◆子育て世帯臨時特例給付金

受け取れる方 平成26年1月分の児童手当を受けている子育て世帯の方
(※ただし、所得が制限額以上の方は除きます。)
支給額 児童手当の対象となる児童1人につき1万円
(※ただし、臨時福祉給付金や生活保護を受けている児童は除きます。)

受付期間 平成26年10月1日(水)まで
受付窓口 白鷹町健康福祉課(白鷹町健康福祉センター内)
必要書類 6月下旬に送付された案内で確認いただくか、下記までお問い合わせください。

※申請書類等を紛失された場合などは、ご連絡ください。

※案内が届いた方でも、支給要件を満たさない場合は支給対象外となりますので、ご了承ください。

■臨時福祉給付金担当

健康福祉課福祉係 TEL 0238-86-0111

■子育て世帯臨時特例給付金担当

健康福祉課子育て支援係 TEL 0238-86-0212